

八王子市附属機関等への男女共同参画促進要綱

平成13年5月1日施行

(目的)

第1条 この要綱は、「男女が共に生きるまち八王子プラン」(以下「計画」という。)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、男女双方の意見を政策の立案及び決定過程の場に反映させるため、八王子市が設置する附属機関等の委員及び参加者(以下「委員等」という。)として男女双方が参画できるよう積極的に促進することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱において「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 附属機関

地方自治法第138条の4の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより本市が設置する機関をいう。

(2) 懇談会等

各所管課が所掌する施策等に資することを目的に、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者等から意見聴取又は意見交換の場として要綱、規約等により本市が開催する会合をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- ① 関係行政機関、関係団体との連絡調整を主な目的とするもの
- ② イベント等の実施を目的に組織するもの
- ③ 本市職員の研修、研究等を主な目的とするもの
- ④ その他、本要綱の対象として適当でないもの

(目標)

第3条 附属機関等の委員等の構成比が男女共に30%以上となっている附属機関等の割合を、令和13年度までに80%以上とすることを目標とする。

(計画の推進)

第4条 附属機関等の事務局を所管する部等の長(以下「所管部長等」という。)は、その所管に属する附属機関等の委員等の選任に当たっては、**男女の構成比が共に30%以上となるよう努めること。特に未だ参画の少ない女性の選任を積極的に行うため、次の各号に掲げる事項に配慮し、積極的な取組に努めるものとする。**

- (1) 女性が選任されやすい委員等の構成とする。
- (2) 団体に推薦を依頼する際には、役職者等に限定せず、女性の適任者を推薦するよう協力を要請する。
- (3) 女性が参加しやすくなるよう、開催日時・場所への配慮、託児サービスの利用などに努める。
- (4) その他、附属機関等に男女双方の参画を促進するために必要な方法の検討を行う。

(事前協議)

第5条 所管部長等は、その所管に属する附属機関等の委員等の選任に当たっては、第3条に掲

げる目標を達成するため、委員等が確定する前に、この要綱に定める「附属機関等の委員等の選任に関する協議書」（様式第1号）に基づき、市民活動推進部長と事前協議を行うものとする。

- 2 市民活動推進部長は、事前協議後速やかに、前項の協議結果を当該所管部長等に通知するものとする。

（男女の参画促進計画の作成）

第6条 附属機関等の事務局の所管部長等は、男性または女性の参画割合が30%に達しない場合、この要綱に定める「附属機関等への男女の参画促進計画書」（様式第2号）を作成し、市民活動推進部長に提出するものとする。

（情報の収集と提供）

第7条 男女共同参画課長は、特に未だ参画の少ない女性の登用促進に向け、附属機関等の委員等への女性候補者に関する人材情報を収集し、附属機関等の事務局を所管する課等の長（以下「所管課長等」という。）への情報提供に努めるものとする。

（報告）

第8条 所管課長等は、毎年4月30日までに、前年度の附属機関等の委員等に占める男女の参画状況を調べ、男女共同参画課長に報告するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。